

第七回 参議院文部委員会會議錄第十一号

昭和二十五年三月十七日(金曜日)

委員の異動

三月十四日

委員岩本月洲君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

三月十六日

委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として岩本月洲君を議長において指名した。

本日(の)會議に付した事件

○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時五分開会

○委員長(山本勇造君) 只今から文部委員会を開会いたします。学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、前回に引続き質疑を行うことにいたしました。と存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) 御異議ないと認めますから、さように取計らいたしたいと思います。

○河野正夫君 第五十條に次の二項を加えるというところに「高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる」とあるのではありませんか、学校教育法によつて小中学校には養護教諭を置くねばならないことになつておると思ひ

ます。特に高等学校には置くことができるという理由を承けたい。

○政府委員(稲田清助君) 養護教諭は、小学校、中学校には置かなければならないという現状の規定でございますけれども、現在といたしまして養護教諭の養成がなかなかこれに伴わないような状況でございますので、実質上非常に多くの学校を兼務して置かなければならぬという状況にあるのでございまして、そういうような次第でございます。我々としては、養護教諭を必要といたしましては、むしろ高等学校よりも小学校、中学校というような低学年のほうにその必要が多いと考えておりますので、今直ちに高等学校に對しまして養護教諭を置かなければならないということとは、実情から見ますと、余りに高い理想のように考えますので、置くことができないといたしまして、実際問題としていたしまして極力これが養成充実というような点に力を入れて参りますのが、最も今の実情に適したものと考えてございまして、御異議ございませんか。

○河野正夫君 今のお説は一応尤もに聞えるのですけれども、文部省の今までのいろいろな法案に示した態度から見ますと、聊か腑に落ちない点があるのです。例えば教職員免許法というようなものにおいては、高い理想を示し現実を調和して聊か低調ならしめることが必要ではないかというような輿論も無視して、強行突破しようといううな傾きさえある。ところがこの養護教諭の点についてはむしろ現状とその養成の困難さといううなものから論を進めて、必ずしも置かなくともよいというふうに言われる。その点で小学校にも中学校にも養護教諭を置かなければならぬことになつておつて現実には置かないで、それと同じような意味で高等学校にも置かなければならぬことになつて置かないで置くことと、きようではないかと思ふのですが、(「そうだ」と呼ぶ者あり)その点は如何ですか。

○政府委員(稲田清助君) お話のように小学校、中学校に對します学校教育法の規定が或いはむしろ理想に過ぎるのではないかと考えております。これはその当時の予測と多少違ひまして、保健婦、看護婦の養成に關します規定がその後改正されておりました。先程お答えいたしましたように、非常に長い年数をかけて養成するといふようなことになつております。従いまして、こうした資格を前提といたしまして、免許状を付與すべき養護教諭といふものを急速に充實いたしますことが非常に困難な状況にございます。そして、こうした養護教諭の活動によりまして衛生保健の養護という面を徹底する必要がありますが、非常に濃厚でございますけれども、だん／＼高等学校程度に高学年に進行いたして参りますと、保健体育の強化、或いは理科における生理、或いはその外の教科及び教科外の生徒活動等におきまして、生徒自体が自主的に保健衛生を充實向上するという働

きに俟つ点に非常に多くなつて参ります。もとよりこの面における養護教諭の職能の重要性もあるものでございますけれども、事の順序尊重といううな点から考えますと、まだ高等学校におきましては、小学校、中学校と一段階を画してもよい理由があると考えられるのであります。

○河野正夫君 これはやはり一般的なことになると思いますが、一般質問をかねてやることになるかと思ひますので、ついでに一つ伺ひたいと思ひます。この四十條において定時制の課程について定義を定めておるのです。ところが定時制の教育については、この定義をすつきりするといふだけでは、この定義をすつきりするといふだけでは、保健婦、看護婦の養成に關します規定がその後改正されておりました。先程お答えいたしましたように、非常に長い年数をかけて養成するといふようなことになつております。従いまして、こうした資格を前提といたしまして、免許状を付與すべき養護教諭といふものを急速に充實いたしますことが非常に困難な状況にございます。そして、こうした養護教諭の活動によりまして衛生保健の養護という面を徹底する必要がありますが、非常に濃厚でございますけれども、だん／＼高等学校程度に高学年に進行いたして参りますと、保健体育の強化、或いは理科における生理、或いはその外の教科及び教科外の生徒活動等におきまして、生徒自体が自主的に保健衛生を充實向上するという働

教員に對しましてこれは國庫補助は本年度は一万四千人として、いわゆるA補助金で推算しております。このA補助金は平衡交付金のうちに入つて参りまして、平衡交付金の運用という点につきましては、文部省としては先づ第一に義務教育費を確保するというような趣旨で、義務教育課程に對しましては特別の法的措置を講ずるのであります。高等學校等に對しましては一般の財政需要費算定の尺度を財政委員会において作りまします場合に、十分文部省として意見を申入れまして、定時制課程の水準を維持するように努力したいと考えております。

向いいわゆるA補助金として算入せられた分につきましては、平衡交付金法におきまして、國家が特に國家的の見地から見て、法令等によつて或る規模、内容を維持することを必要とする要請につきましては、財政委員会に對して申入れますることができるといふような規定もございまして、従来までの沿革でこうした特殊の補助金を以て維持して参りました定時制課程の教員費の支出という点につきましては、その條項によつて注文も付け得られることだと考えております。ともかくお話のように勤労者青年を對象とする定時制課程の充実拡充という点には、義務教育に次いで我々といったしまして大事な問題だと考えておりますが、明年度の平衡交付金の運用につきましても十分その点は努力いたしたいと考えております。

○河野正夫君 もう二、三點質問させていただきます。この法案の二頁の最終行、第八十三條第一項中「教育の下に」(当該教育を行う)につき他の法律に特

別の規定があるものを除く。』を加え、同條第二項中「各種學校」の下に「その他第一條に掲げるもの以外の教育施設」を加える。』とあるものであります。これが改正案を読んでもみまします。結局各種學校や、その他第一條に掲げるもの以外の教育施設はいずれも第一條に掲げる學校の名稱を用いてはならない、こういうことになるのであります。各種學校が小學校とか、中學校とか、大學とかいう第一條の規定に係わる名稱は用いてはならないといふことは分りますが、その次その他第一條に掲げるもの以外の教育施設も又大學等々の名稱を用いてはならない、こうなりますと林間大學とか、夏期大學とかといふような教育施設は、これは大學といふ名稱を用いてはならない、第一條に違反する。、この八十三條第二項に該當して、その名稱を用いてはならないものが用いているといふことになるだらうと思ひます。その点如何でございませうか。

○政府委員(久保田藤吉君) 御指摘のように現行法だけで行きますと、第一條のその關係に入らないといふことだけ、そうした名稱の使用禁止の規定からはずれて行くやうな今のところ実態になつておりますので、この教育施設を或る程度の物指へかけてその物指の限度で、そうしたもののかたまゝ第一條の枠に入らぬといふことのために、勝手な真似ができるといふことのないようにして、各種學校は各種學校としての責任からこの分野をはつきりして置く方がよいのではないかとこのふに考えておりますが、これは先般御審議を頂きました私立學校法がこの十五日から施行になつております。

地方の私立學校審議會、私立大學審議會といふたやうなところに、そうしたことの、いわば認定關係を一切お委せするやうな形になつて参りますので、特にそうした形をこの際法律的にははつきりしておいて、たまゝその物指についての決め方をどうするかといふことが、かなり問題に相成るのだと考えております。ところがこれは從來としてもそれならば一応はつきりした物指を決められるものなら法律的にも、又場合によつては必ずしも法律でなくともそうした規定を設けようといふたやうな御要望は、地方にかなりあるの

でございませうが、事実その學校の種類なり、又その土地なり、又そのときによりまして、かな 嚴格に考えなければなりません。又さういふ融通が或る程度きくことにおいて、又各種學校の意味があるものでございまして、抽象的形では或る程度のことは示せるかと思ひますが、又嚴格に物指を決めてしまふこと自体は、私立學校法の趣旨として狙ひました地方のそうした審議會にお委せし、又さうしたところの認定を尊重しなければならぬといふやうな考え方に根本的に背馳しますので、一応抽象的でありますがさうしたときの認定に間に合うやうな程度の物指、極く大まかに申しまして、例えばその教育が公衆的に行われるものと、一定の教育計画に従つて一つの関連性の下に教育がなされるといふたやうなもの、校庭、校舎、校具その他必要な設備を持つてゐるもの、教員数、生徒数において或る程度の規格を持つておるといつたやうなもの、一定期間継続して行われるといふたやうなもの、教育が反復、継続して行われるといふたやうな

りなこと、まあこうしたやうなことを抽象的に選り挙げるといふたやうな程度で、この枠を決め得るか考えておりますが、特にそれから進んで尙こうした種類のものは認定の中には入らないとか、こうしたものは入れて貰つては困るといふたやうなものは実は入りかねると思つておりました。そうした教育の枠を一応地方のそれらの審議會にお委せするといふことで、濫立或いはそのために起きます混乱といふことを避けるようにいたしたいと考えておる次第でございませう。

○河野正夫君 御説明がどうも画然としていないのでやや不満であります。要するにこのその他第一條に掲げるもの以外の教育施設といふのは社会通念上簡単に教育的な何かをやつておるといふものを悉く指すのでなくして、或る特定のものを指すと、而もさういふやうなことについては私立學校の審議會等々で、相當議を練つて混亂を起さないようにするといふ御意思のやうに了承したんですが、それでよろしうございませうか。

○政府委員(久保田藤吉君) 具體的なものを押えるといふことがかなり困難でありますことと、一般的に全國に共通するやうな意味でさうした形を作るものが困難であるといふことを申し上げましたのと、地方のそうした審議會がこれを認定をなされるについて必要であると思ふやうな基準的な性格のものを、非常に抽象的ではありませんが、それ以上は示されないといつたやうな限度まで努力しましてさういつたものをお示して、具體的な認定をお取計願ひたいと思ひます。

○河野正夫君 然らば要するに、ここにいう教育施設についての何程かの基準といふものの説明を、文部省として責任を以て示すと、こゝう意味のことを今御説明があつたわけではございませうか。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今申し上げましたように、非常に抽象的な限度ではございませうが、さうしたものはぜひお示ししまして御参考に供したいといふふうに考えております。

○委員(山本勇造君) 外に御質問はありませんか。

○鈴木憲一君 六十八條の二の項ですけれども、大學の名誉教授に関する件ですが、これは何程かの基準を定める必要があるのじやないかといふやうな意見が大部分あるやうであります。こゝういふことに対して、当局の御意見は如何ですか。

○政府委員(久保田藤吉君) 法律といひましては、大体各大學の自由を認めるといふ立場をとつてゐるのでございませうが、實際これを行います場合には、各大學間で恐らく国立大學でございまして、国立大學相互間におきましてお互に連絡をとりまして、大体これにどういつた基準を與えるかといふたやうなことを申合せで作つて実施する、こゝういふふうになると考えております。

○河野正夫君 第六十八條の二の「名誉教授の称号を授與すること」が、こゝに多年勤務した者であつて、更に教育上功績のあつた者、この二つの條件があり、更に当該大學の内規による、こゝういふふうの三つの條件があるわけがあるが、これは教育上、

特段の功績があつても、多年勤務しなければならぬものであるかどうか。更に又教育上、學術上の功績はそれ程でないけれども、まあ普通よりもやや優れている、併しながら非常に多年勤務したというふうな場合でもよろしいかどうか、こういう点についてもう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(銀木亨弘君) 今御質問の個所につきましては、この大学の名譽教授たる要件といたしましては「大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者」という要件と、「教育上又は學術上特に功績のあつた者」、この二つの要件を具備することが必要だと考えております。

○河野正夫君 この「多年勤務した者」とありますが、この多年というのは、社会通念上どのくらいの年数を、いか。もとよりそれは当該大学の定めるところによるであらうしようけれども、大体法案を作つた人はどの程度ものを指しているかを伺いたいと思ひます。又従来各旧制大学、専門学校等で、名譽教授の称号を與える場合の慣例等とも関連してお答え願ひます。

○政府委員(銀木亨弘君) 従来国立大学では、国立大学の名譽教授といたしましては二十年を勤務の要件といたしまして、それから専門学校におきましては三十年を要件といたします。その中で尚一級教官であるということは何年必要だということまで内規がありまして、相當に厳密に守られて参つております。それで恐らく国立大学におきましては、今までの慣例がずっとありますので、大体二十年ぐらいの

ところで基準となつて行くだろうと考へます。

○河野正夫君 この法案によりますると、Aの大学からBの大学に転任せられて、仮に通算二十年というふうな場合でも差支ないと思はれる節もあるのですけれども、立案者はそういう場合については考へなかつたのでございませうか。

○政府委員(銀木亨弘君) この附則の中で規定いたしておりますように、今度新制大学に切替つたのでございまして、例へばその前の専門学校から大学になつたもの、旧制大学から大学になつた場合におきまして、その同姓のあります大学におきましては、これは同一に勤務年数を継続して考へる。ただそうでありません他の大学、若しくは専門学校、いわゆる同一性のないものから転任した者につきましては、その前のものを換算するかどうかということにつきましては、各大学において決めて貰うということにしたいと思ひておられます。必ずしも規定はいたしておりませんが、恐らくはやはり相當無條件に他の大学の年数ということをやるといふようなことはないと考へております。

○河野正夫君 今の問題に更にもう一点だけ伺ひたいしますが、學術上の功績というのはよく分りますが、教育上の功績というのは多年の勤務ということを除いて考へると、どういふことを指しておりますか。それを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(銀木亨弘君) やはり長い年限を勤務しておるばかりでなく、實際教育に熱心に従事しまして、その大

学の教育に功績のあつたということは必要だと思ひまして、いわゆる名譽教授にするだけの価値があるかどうかというこの判定の基準になると考へます。

○河野正夫君 従来各大学、又は高等専門学校等で名譽教授の称号を授與する場合に、非常に値段を高くといひますか、小人数だけしか名譽教授を置かない学校もあつたようでありまして、又比較的大量にそういう称号を授與する場合もあつたかと思ひます。そこで今日は大学自治の原則がより以上に認められ、又こういう法律によつてそれが名譽教授を授與することの権限を法的に認められるとすると、そこに名譽教授の濫造というものが行われはしないかと、一部では心配する向もあるやうでございしますがその点は如何でございしますか。

○政府委員(銀木亨弘君) 従来も相當名譽教授につきましては、やはり大学の名譽、自尊と申しますか、そういうものを確保する面におきまして、相當嚴格にこれは行なつて参つたのであります。参考までに現在の名譽教授の数をちよつと申上げますと、旧制の国立大学全部で二百七十四名、旧制の高等専門学校で三十名、旧制の専門学校で三十九名、その他の学校で八人、合計三百五十一人でございします。これは全部の国立大学の名譽教授の数でございまして、その沢山の数ではございしません。ただこれは国立だけでありまして、將來この法律によつて私立学校も公立学校も、全部名譽教授を置けるようになりますけれども、併し大学としてのやはり価値をこれによつて判断されるといふことになりまして、恐らく各大

学とも十分自勵いたしまして相當な方にやはり名譽教授を出すということになると考へられますので、そうこれで濫造されるというふうなことはないと相像いたします。

○河野正夫君 この八十四條の改正でございしますが、この趣旨はどこにあるかということをお承りしたいのであります。従来とも各種学校その他の教育施設については、昨年などは特に特殊な学校施設に關しては、かなり手厳しい閉鎖命令等が行われておつたと思ひます。ところがここでは更に第十三條による閉鎖命令と違つた形のものを作つておるわけであります。その点についての趣旨を御説明をお願いいたします。

○政府委員(久保田勝磨君) 各種学校に閉鎖命令を出します場合の扱い方は、先般の私立学校法の一番中心になつた問題でございまして、私立学校審議会にかけ、審議会がその処理を一應決定するという形になつております。たゞ、現在の形で申しますと、各種学校にやや近いものであるか、各種学校であるかどうかといったようなことの認定をやりました、確かにこれは各種学校である、従つて各種学校としての枠に入れば、その範疇で法的措置をやらなければならぬという形、二段に始末をして行くという形になるでございします。これをたゞ一応認定のできる形を先程申しましたように抽象的ではあります、そうした基準を何かお示しすることによつて、その権限を委任された私立学校審議会が個々の具体的な場合に當てて、その始末のでき安いように法律關係を明確にしよつたというのでございまして、現

在の規定のままではこれの認定を與ふる資格審議会側で、多分にお困りになるだろうといつたような点を明確にしたいといふところに趣旨があるのでございします。

○河野正夫君 今のお答と関連して、先程の私の質問も關係を持つて来るのでありますけれども、例へばその事に好し惡しを問はず、団体等規正令によつて解散を命ぜられた団体幹部等が経営しておる学校或いは学校類似施設といつたようなものについて、この八十三條乃至八十四條の適用をして行く、こういうのならば一応は相分るのでありますけれども、更に一步を進めて、國民の自由なる教育活動を一定の方向に持つて行つてしまふ、こういうふうな考え方からこれらの條項が惡用せられる場合には、國民の教育活動といふものが極めて窮屈なものになることを憂はるべきであります、例へば私人の私宅において勿論継続的に、乃至は恒久的にマルクスの資本論の講義をやつておる、こういうような場合にこれは八十三條の第二項にいうところの「第一條に掲げるもの以外の教育施設」である、だからそれでこれは学校といふ名称は使わなければ学校मितいなるものである、各種学校に届出で、届出でない場合はその当該教育をやめるべき旨を命ずる、こういうふうなことになるて来ると思想弾圧を入れて、更に國民の教育活動弾圧にまで至る、こういう憂ひがあるものであります。松下村塾の昔から徳川時代において、是非常に有志といふか、志ある者が、或る程度弾圧を蒙りつつも自由なる教育活動をし、そこに國民の生氣が發洩と動いておつた。こういう点は一方

の極端を叩くことを考慮するあまりに、そういう自由なる活動を阻害するということであつては相成らん。そういう点を私は憂うのでありますが、当局の考え方は如何でございますか。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今御指摘のように、こうした形を作りますことが、或いはそうした自由な教育活動を阻害するのであるまいかといった御懸念も一応私は御尤もと感じますが、そうしたことの認定を一応私立学校法で地方のそうした審議会にお任せを頂いたわけでありまして、それに対してできるだけそれをどう扱おうという意味の拘束を受けることは、私学法そのものの本旨を一応乱るのではないかと考えます。私共の立場としましては、只今申しましたようにできるだけ抽象的な程度のことはお示しする方が、或いは御便宜かと考える限度でお示しをします。で、そも／＼私立学校法の審議会にそうしたことを委すか委さんか、むしろ委すことによつてそうした自由活動が擁護もされ、又尊重もされて行くのじやなからうかと、こうした線を私立学校法にお願いして頂いたものと私共は理解しております。審議会の方でもそうした運用をするものと考えております。

○河崎ナツ君 各種学校のことににつきましてもう少し伺いたい。直接この法律の改正の條項に直ぐどうこうというところではないかも知れないのでありますけれども、各種学校の認可を認定する、その認定ということについての全体各種学校では、どういうことを條件にしておるのでありますように、それを先にお伺いしたい。各種学

校に對しまして、どういふ場合にその認可を認定するといふやうの條件でございませう、そのことを先ず聴かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 大野委員の御質問にもちよつとお答えしたと思ひますが、非常に抽象的な形以外にお示しすることは、その條項を只今おしやるやうな基準的な形で持つて参りますというところは、却つて私学審議会の活動を拘束するやうな危険が考えられますので、例えば今現在の段階では、たゞ／＼教職員の適格審査に絡んで先生が二人以上、生徒が二十人以上には一応その施設は學校的なものと考へて、それに従事する關係の職員側は職員の適格審査を受けなさいといふたやうなことが示されておるのでございませう。これにつきまして、地方の所としましてこれが一つの基準になつて、二人あれば十分だ、又生徒が継続的に二十人寄れば一應學校だから認可の申請もしなければならぬが、一応この基準があれば各種學校として認可をして呉れるのが当り前じやないかといふたやうな一つの基準を出してありますが、決してこれはたゞ／＼その適格審査に關係して、そこまで洗つて置けば先ず間違ひはあるまいといふた意味から言われておる線に過ぎないのであります。これよりも多くするとか少くするとかいつたやうなことは、その土地の事情なり又やつております事業なり、或いは外のものととの關係において地方の審議会にお決め頂くといふやうに持つて行きたい。むしろ我々の方から何名以上でなければならぬとかいふほどの厳格な形は却つてお示ししない方がよくはないか。ただ財団法

人の認可と又今度新らしくできます學校法人の認可、恐らく各種學校もいろいろな國家的の意味の保護の關係から法人組織にだん／＼なつて来ることを期待しておるわけでありまして、事實そういう方向に今向いておると考へておりますが、その方の關係から、或いは財産の面や或いは役員の方で或る程度の並行的な一つの基準といふたやうなものが出て来るかも知れませんが、學校としての形から行くといふ考へ方はいたしておりませぬ。

○河崎ナツ君 今のお答えの中に、各種學校の將來に對しまして一つの非常な使命を、河野委員から國家的保護といふ、或いは水準といふやうな方向に考へておるといふやうなお言葉がございましたが、そういう意味でこの各種學校といふものの日本の教育系統において、今までは余りどつちかといふたからここの委員會のときにも、どなたからかまああれは冷遇されておるといふ言葉がございましたが、非常に本筋の系統でないかのごとくに取扱われて来たのでありますが、今も河野委員が言われたやうに、各種學校の運営におきまして非常に重要な意味を果す場面もあり得るわけで、日本の新教育は太抵その各種學校的なところから出発して、明治以後特に大正以後もこの教育の新しいものから、そこから動いておるといつたやうな跡も残しておりますが、殊に現実の各種學校の様子を見ますと、殆んど日本の今日の各種學校は、生徒は大部分女子であります、學校の大部分も女子を対象にしたものであります、而も女子の職業教育の部分を随分担つておるものでございまして、殊に社會人としての女子の教

育の部分におきましての非常に大きな責任を實際的に持つておる立場に立つておる意味におきまして、各種學校に對する文部省の考へ方といふか、殊に女子教育の立場から將來非常に重要な考へて頂かなければならぬと私は考へておる者でございませうが、今のやうな各種學校に對しましての文部省の單に認可するといふ立場ばかりでなしに、これを指導するといふやうな差出がましいやうなことにまでは出ないにいたしまして、どう推進して行くかといふことについて文部省に態度が決つておりますれば、もう少し詳しくお聴かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今御指摘のように、各種學校をその他の學校と同列に或いはそれ以上に國家的な意味で助成して行けといふ御趣旨かと伺うのであります。が、特殊學校も外の學校と同じやうに學校法人としての手續をしまして、學校法人の受けると同じ形の助成關係を受けられるといふやうなことに規定いたしております。場合によつては却つてそんな手筈なことをやるよりもそれに類似した程度で、幾らかの弱さと申しますかルーズな線を残して、準學校法人といつたやうなことにでも行けますやうに途は開いてございませう。準學校法人と學校法人とは國家的に受けるやうした保護的な点では別に差違ひもございませぬで、或いは多くのものが準學校法人といつたやうなことで落着つくのか考へておりますが、いづれにしても學校法人、準學校法人なりの限度で特殊學校なるが故にその他の學校と違つたかいつた差別は只今御指摘のやうな線からは全然ないものと考へております。

○河崎ナツ君 今の御返事によりまして、各種學校に對する文部省の態度のやや方向を伺ひまして、喜びを少し増しておる者でございませうが、更に各種學校の今日の現状は、先程申しましたごとくに女子の職業教育を大部分背負つておるものといひますと、文部省が女子の職業教育をどういふ分野で將來もなして行こうといふつもりでございませうか。この頃伺つておりますところによりますと、文部省は新制中學、高等學校なんかの中で職業科として大分御考慮になつておるやうであります。が、あゝいふ方向で女子の職業教育を將來はやつて行こうといふわけがございませうか。それと並行して各種學校の名においての職業教育を又併せて推し進めて行くといふお考へでございませうか。その辺のところを伺ひて頂きたいと思ひます。

○政府委員(河田清助君) 只今の御質問の中にございまして中學校における職業、家庭科の考へ方でございませうが、申すまでもなく中學校は就職前の子弟に對しましてそれ／＼の適性に應じた就職、進学の指導をする必要があるのでございませう。そして中學校における外の教科と通關して考へまして、實際生活に關係した面を取上げまして、職業、家庭科という教科が成立つておるわけでございます。實際生活に關連する仕事といふものを相當広く取扱つて、その中から段々とその適性なり希望に應じた仕事を専門的にやつて行くといふやうに導きますと、共に、これに關連する職業及び家庭の知識、理解を與えるといふ趣旨でいたしておるわけでございます。で、これは經驗領域をどういふに取扱ひます

ことが、最も重複を避けて極力効果を上げるという見地を以ていたしておるわけでございます。家庭的な仕事から職業的な仕事に発展する、従来の中学校におきまして或いは職業的な仕事を選び或いは家庭的な仕事を選ぶというのを改めた次第でございます。で、こうした六・三・三の学校以外の各種学校におきましては、それ／＼の社会上の必要或いは生徒の希望によりまして、純粹な職業的な学校もございましょうし、或いは純粹な家庭的な学校もございましょうし、それは又それ／＼目的を以ていたすのでございまして、それは全き自由と考へられております。

○鈴木憲一君 先程政府委員のお答えによると、名譽教授のことであります。これは大体学校当局を信用して委任するということな結論になつて誠に自由さを保存しておられる。ところが一方にこれは制約をする必要があるのではないかと心配が大分ある向きもあるらしく、基準を定めてはどうだという意見があるわけなんです。それと引換へまして、この各種学校の方は片方は非常に自由さをやつて学校を信用して掛つてゐるが、各種学校の方になりますと非常な制約を加へる様に考へられるのですが、これは何か、名譽教授と各種学校とを比較するといふことはどうかと思ふのです。この法文の中で片方では非常に自由さ、片方では非常に制約を置く、片方では自由さを保存する、そこは何か役人が非常に余計な心配をされる面からさういふことが出て来たのではないかとさういふに考へられるのですが、片方を大いに自由にしておいて、片方を制約されて、その関係は何か深い理由がある

のですか、どうですか、お伺いしたい。

○政府委員(鈴木憲一君) 名譽教授の方は従来ありましたが、それが新制度になりましたから、各学校で名譽教授としてやりたいという希望はありましたが、それを認める根拠は全然なかつたのであります。それを新たにどうした根拠を法律で規定する必要がある、またしたので入れたのでございまして、その入れ方としては今御指摘の通りで、ただ自由なる立場で入れようとしたものであります。各種学校の方は、それは従来も各種学校の教育に類するものを行なつております場合は勸告することができることになつておつたのでありますけれども、その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○鈴木憲一君 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○政府委員(鈴木憲一君) 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○政府委員(鈴木憲一君) 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○鈴木憲一君 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○鈴木憲一君 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○鈴木憲一君 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○鈴木憲一君 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

○鈴木憲一君 今私はさういふふうになつておつたのであります。その勸告をしつ放しで以てそのあとの措置に対して何らの規定も欠いておつたのであります。これはやはり勸告いたしましてそれにも拘わらず、又認可を申請しても認可がなかつたという場合に、尚それを続けて行くといふことに對しましてはそれを止めさせるという規定は置いておつたわけではございません。たゞ法的にこれを調整と申しますか、欠けておるところをはつきりしたといふものでございまして。

の規定を整理するというふうになつておりますけれども、これはどうもこの規定を整理するというようなところは、この條項の中には見えないのじやないか。むしろ各種学校に対するいろいろの統制がなされておる点が非常に強いのでないかと、こういうふうに見えておるのですが、その二点を先づ先にお伺いいたします。

○委員(山本勇造君) それは済んだと思いますがね。併しそれは……。

○岩間正男君 簡単に答えて貰いたいです。

○政府委員(久保田藤吉君) 第一にこうしたことがなぜ必要かという部分であります。現在の法規には非常にそういう点が曖昧でありまして、こうした認定権を地方の審議会にお委せいたしましたことを、又審議会をやつて頂くことをオーソライズする意味でこうした規定を整理して、地方のそうした審議会の運営を円滑にいたしたい。これは私立学校法がこの三月十五日から施行になりますに絡んで早急を要すると考えたことからやつた次第でございます。整理と申します意味は、只今のことも含めまして、今現在のところでは、各種学校がこの学校教育法の中で、たまたま／＼とした意味では、勸告によつて、お前の方は各種学校に類する学校だから各種学校としての手続をしたらどうかという、そうした整理ができておりましたので、そうした意味から、整理したということをお願いした次第でございます。

○岩間正男君 この吉田内閣の今の政策は統制撤廃の方に向つておる。それと九でそういう政策とこの條文は反対の方向に向うと思うが、こういうこと

によつて学自由とか、そういうことが統制される点がないか、どうなんですか。この運用次第によつては、これは非常にいろいろに使われる。この点はどうですか。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今の点も、先程河野委員が御指摘になりました。そのときにもお答えしたのでありますが、地方のそうした審議会に御指摘の運営を委すか、委せんかという議論にむしろ集結される問題かと思うのであります。一応私立学校とそうした私立学校審議会の範囲を決めて頂く。そうした運営がよからうということに相成つております。この審議会に対してそういうことの扱いが明確にできるように足場を與えたということでありまして、この審議会が悪用するか、せなかという問題でなくて、むしろそれが運用できる足場を明確にすること、地方の審議会のそうした活動に權威付けになる。又それが非常に責任を持たれるということにあらしめたことと考えておるのであります。

○委員(山本勇造君) 成るだけ重複しないように願ひたいのですが。

○岩間正男君 最初ちよつと分らなかつたので、先にお伺ひしたように重複しているところがあると思ひますが、私の観点から申し上げます。

今のは非常に希望的な観測で、殊に今までこういうふうなところが文部省の今のようないふふな説明で實際やつて見ると、これは飛んでもない使い方にされている場合が非常に多い。殊に近頃のやり方を見ますと、非常に統制面が強化され、或いは思想の彈圧というふうな面に、これはこういう法令が使われて来る。こういう危険がある中にこう

いう統制が必要であるかどうか、我々としてはこういうものに対して賛成するわけに行かない、こういうふうに思ふのですが、これは私の意見です。それから、これで只今の質問は打切りにいたします。

○三島通陽君 段々約束の時間を過ぎておるようでありますから、この辺で本日の質問を打切りにする動議を提出します。

○委員(山本勇造君) 只今の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(山本勇造君) それでは本日はこれにて散會いたします。

午後四時十二分散會

出席者は左の通り。

委員長 山本 勇造君

理事 岩本 月洲君
木内キヤウ君

委員 河崎 ナツ君
河野 正夫君
大隈 信幸君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
岩間 正男君
鈴木 憲一君

政府委員
文部事務官 稲田 清助君
(初等中等教育局長)
文部事務官 鈴木 亨弘君
(大学学術局長)
文部事務官 久保田藤吉君
(管理局長)

三月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、小学校に家庭科存置の請願(第一一八三号)
一、小学校に家庭科存置の請願(第一一八四号)
一、小学校に家庭科存置の請願(第一一八五号)

第一一八三号
昭和二十五年二月二十八日受理
小学校に家庭科存置の請願
請願者 岡山県都窪郡早島町 河合文子

紹介議員 黒田 英雄君
小学校における家庭科教育の実態調査の結果は、児童の家庭生活における在り方について得るところが多く、児童父兄共に家庭科を重要視しているから、家庭科を引続き存置せられたいとの請願。

第一一八四号
昭和二十五年二月二十八日受理
小学校に家庭科存置の請願(四通)
請願者 大阪府八尾市大字萱振 六八〇 山下幸子外三名

紹介議員 左藤 謙詮君
小学校における教科中日常生活に必要な衣食住、産業等について基礎的な理解と技術を養うものは家庭科を措いて他になく、また小学校において、家庭生活の重要さを認識させて、民主的家庭生活の在り方を体得させることは、是非共必要であるから、小学校に引続き家庭科を存置せられたいとの請願。

第一一八五号
昭和二十五年二月二十八日受理
小学校に家庭科存置の請願
請願者 鹿児島県鹿児島郡伊敷

村上敷四二七 柳田マツノ
紹介議員 島津 忠彦君
この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。